

押印見直しに伴う変更について

～ 申請書等への押印・署名の廃止～

山形運輸支局

令和2年7月に閣議決定された「規制改革推進実施計画」を受け

令和3年1月1日より、自動車の検査・登録手續において、下記

のとおり取扱いが変わりました。

記

☆ 申請書等への押印及び署名が不要となる主な手続き

- ・ 継続検査、構造等変更検査
- ・ 所有者の住所、氏名又は使用者に係る手続き（変更登録）
- ・ ナンバープレートの変更や車検証の再交付
- ・ 小型二輪、軽二輪の届出全般

注意点！

所有権の得喪に関わる手続き（新規登録・移転登録・抹消登録）については、これまで同様に印鑑証明書の添付と実印押印が必要となります。

※ 個別詳細については、各担当窓口へご確認下さい。